

事 前 評 価 調 書

I 事業概要											
事 業 名	治山事業（予防治山事業）										
地 区 名	額田郡幸田町大字大草字坂違入										
事業箇所	額田郡幸田町大字大草字坂違入										
事業のあらまし	治山施設を整備することにより、荒廃渓流を保全し、山地災害を防止する。										
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>谷止工6個を設置し、荒廃渓流の保全を図る。</p>										
事業費	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業費</th><th colspan="3">内訳</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">54百万円</td><td>■工事費</td><td>54百万円</td><td>□用補費 百万円、□その他 百万円</td></tr> </tbody> </table>	事業費		内訳			54百万円		■工事費	54百万円	□用補費 百万円、□その他 百万円
事業費		内訳									
54百万円		■工事費	54百万円	□用補費 百万円、□その他 百万円							
事業期間	採択予定年度 平成25年度 着工予定年度 平成26年度 完成予定年度 平成26年度										
事業内容	谷止工6個を設置する。										
II 評価											
①事業の必要性	1) 必要性	当該地域では、渓流の荒廃が進み、山地災害の発生の恐れが懸念されている。地元からの事業実施の要望も強いため、治山事業の実施が必要である。									
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。								
		【理由】 山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。									
②事業の実効性	1) 事業計画	平成26年度に工事を54百万円で行う計画となっている。 事業期間は平成26年度で、総事業費は54百万円の予定である。									
	判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。								
		【理由】 地域住民の生命・財産を守る上で事業実施が必要である。									
III 対応方針											
妥当	事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。										
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容											
<input checked="" type="checkbox"/> 対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 【主な評価内容】											